角地緩和の適用について

酒田市建設部建築課

角地緩和（建ぺい率＋10%）の適用を受けるには、酒田市建築基準法施行細則第14条の規定に合致する必要があります。

○酒田市建築基準法施行細則

平成17年11月1日規則第153号
改正　平成22年3月31日規則第15号

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）
第14条　法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。
(1)　幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が12メートル以上で、かつ、その内角が120度以下の2つの道路によってできた角敷地で、その敷地の周辺の和の8分の1以上がそれぞれの道路に接し、かつ、その和が敷地の周辺の和の3分の1以上あるもの
(2)　幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が15メートル以上の道路の間にある敷地で、その敷地の周辺の和の8分の1以上がそれぞれの道路に接し、かつ、その和が敷地の周辺の和の3分の1以上あるもの
(3)　広場、公園、河、海その他これらに類するものに接する敷地で前2号に準ずるもの

◆(1)の例

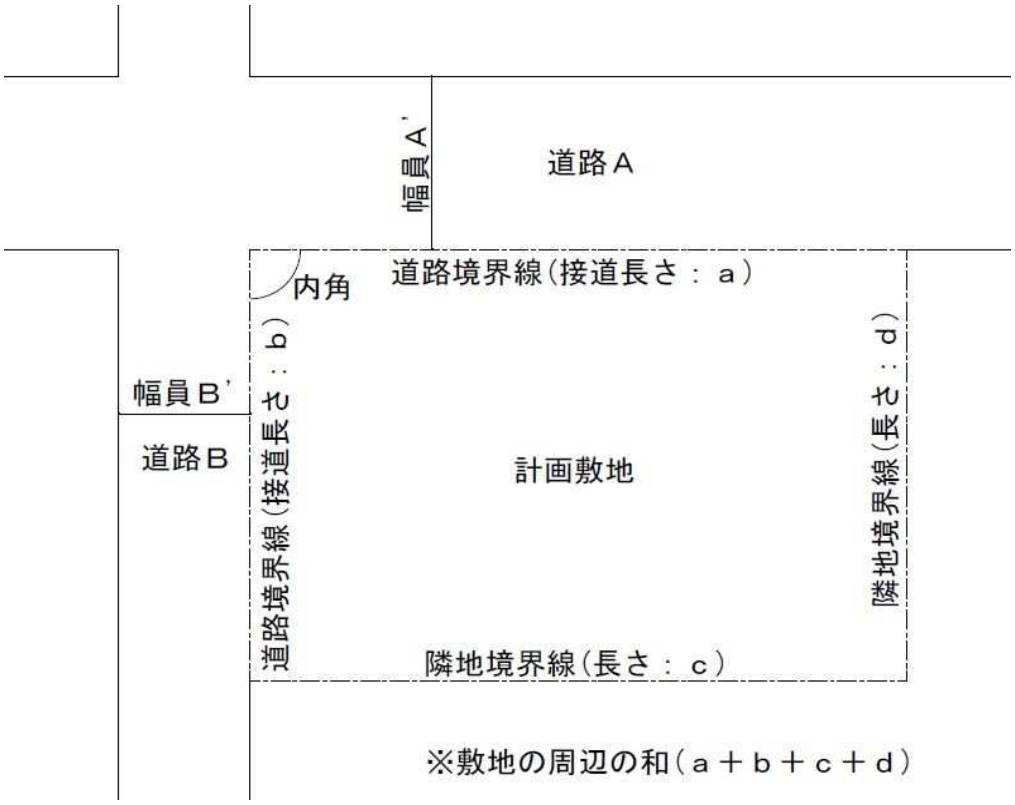

☐ 道路幅員（A'、B'共に）　≧　4m

☐ 道路幅員の和（A'＋B'）　≧　12m

☐ 道路AとBの内角　≦　120度

☐ 敷地の周辺の和（a＋b＋c＋d）÷8　≦　a、b

☐ 敷地の周辺の和（a＋b＋c＋d）÷3　≦　a＋b

以上の全てにあてはまれば、角地緩和の適用を受けられます。

◆(1)の例　　隅切りがある場合

☐ 道路幅員(A'、B'共に) ≧ 4m

☐ 道路幅員の和(A'+B') ≧ 12m

☐ 道路AとBの内角 ≦ 120度

☐ 敷地の周辺の和(a+b+c+d+e)÷8 ≦ a+a'、b+b'

☐ 敷地の周辺の和(a+b+c+d+e)÷3 ≦ a+b+e

以上の全てにあてはまれば、角地緩和の適用を受けられます。

◆(2)の例

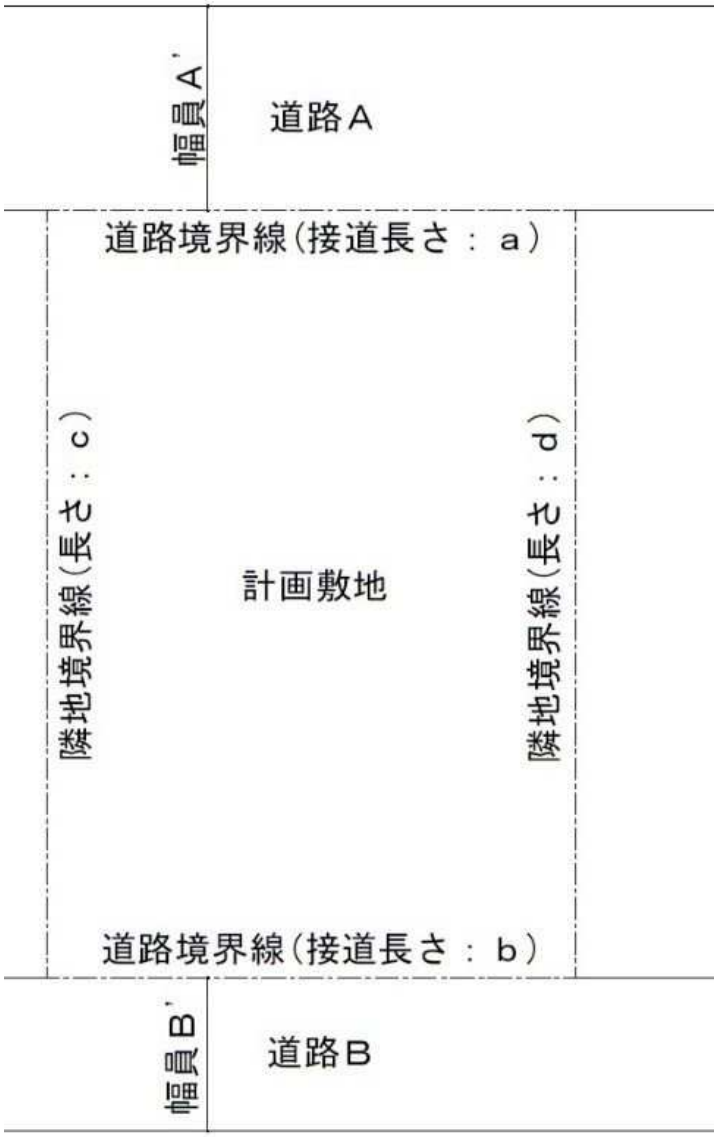

※敷地の周辺の和(a＋b＋c＋d)

☐ 道路幅員(A'、B'共に) ≧ 4m

☐ 道路幅員の和(A'＋B') ≧ 15m

☐ 敷地の周辺の和(a＋b＋c＋d)÷8 ≦ a、b

☐ 敷地の周辺の和(a＋b＋c＋d)÷3 ≦ a＋b

以上の全てにあてはまれば、角地緩和の適用を受けられます。